

# 入国後の自宅等待機期間の変更等について

## [入国後の自宅等待機期間の変更等について](#)

## 入国後の自宅等待機期間の変更等について

令和4年3月1日午前0時より、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づき、水際措置が変更になります。

### [水際対策強化に係る新たな措置（27）](#)

#### 1. 入国後の自宅等待機期間の変更

（1）検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域（以下「指定国・地域」という。）から 帰国・入国する方で、新型コロナウイルス感染症のワクチンを3回接種していない方は、検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機を求めます。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機を求めないこととします。

（2）指定国・地域から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。

（3）指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していない方は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。

（4）指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、入国後の自宅等待機を求めないこととします。

※ 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります。

※ 検疫所又は保健所等から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合には、その指示に従う必要があります。

※ 3日目以降に受けた検査の結果が出るまでに、数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受検してください。

※ 上記（1）～（4）のいずれの場合も、陽性者、濃厚接触者となった場合は、自宅等での待機期間の短縮の対象となりません。

※ オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域が別途指定された場合には、当該国・地域から帰国・入国する方については、自宅等待機等の期間は14日間となります（現時点で該当する国・地域はありません。）。

※ 空港検疫で陽性となった方が、ゲノム解析の結果、オミクロン株以外（デルタ株等）の陽性者と判明した場合、当該陽性者の機内濃厚接触者の方は、濃厚接触者としての待機期間が14日間になることがあります。

### [検疫の宿泊施設で待機対象となっている国・地域](#)

#### 2. 入国後の公共交通機関の使用について

上記1（2）及び（3）に該当する方は、入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能となります。ただし、入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。

**2022年3月1日午前0時より水際措置が変更になります。**

なお、下記の内容は今後の国内外の感染状況等によって急遽変更となることがありますので、ご注意ください。

**1. 入国後の自宅等待機期間の変更**

- (1) 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域（以下「指定国・地域」という。）から帰国・入国する方で、新型コロナウイルス感染症のワクチンを3回接種していない方は、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求めます。宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機を求めないこととします。
- (2) 指定国・地域から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。
- (3) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していない方は、原則7日間の自宅等待機を求めますが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅等待機の継続は求めないこととします。
- (4) 指定国・地域以外から帰国・入国する方で、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している方※は、入国後の自宅等待機を求めないこととします。

※ 有効なワクチン接種証明書を入国時の検疫で提示する必要があります（裏面に記載）。

※ 入国後10日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行ってください。

**2. 入国後の公共交通機関の使用について**

上記1の(2)及び(3)に該当する方は、入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能となります。ただし、入国時の検査（検体採取時）から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限ります。

公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

※ 入国者健康確認センターから連絡をとる場合があるため、「MySOS」をインストールする必要があります。

※ 検疫所又は保健所等から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※ 3日目以降に受けた検査の結果が出るまでに数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受検してください。

※ 上記1の(1)~(4)のいずれの場合も、陽性者、濃厚接触者となった場合は、自宅等での待機期間短縮の対象となりません。

**●入国後の自宅等待機期間の変更**

滞在歴	有効なワクチン接種証明書	0日目 入国日	1～3日目	4～7日目
指定国・地域滞在歴あり	なし	検疫で検査	・ 検疫所の宿泊施設で待機 ・ 3日目退所時に施設で受ける検査結果が陰性であれば、待機期間終了	待機なし
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・ 自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
指定国・地域滞在歴なし	なし	検疫で検査	・ 自宅等で待機 (3日目以降に自主検査しない場合)	
		検疫で検査	・ 自宅等で待機 ・ 3日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出	待機終了のお知らせにより待機期間短縮
	あり (指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの)	検疫で検査	・ 待機なし	



- **ワクチン接種証明書を検疫で提示してください。**なお、その際に、提示された証明書の内容を確認するために、検疫官が証明書の写し（電子の場合はスマートフォン等の画面写真）を取る場合があります。
- ワクチン接種証明書は**以下①～④の条件を満たすもの**に限り、有効です。

①	<p>政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。</p> <p>※ 日本で発行された接種証明書は、以下のいずれかに該当するものが有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府又は地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」</li> <li>・地方公共団体発行の「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」</li> <li>・医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」</li> <li>・その他同等の証明書と認められるもの</li> </ul>
②	<p>以下の事項が日本語又は英語で記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・ワクチン名又はメーカー</li> <li>・ワクチン接種日</li> <li>・ワクチン接種回数</li> </ul> <p>※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載してあり、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなします。</p> <p>※ 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効とみなします。</p>
③	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを2回接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)</li> <li>・バキスゼブリア(Vaxzevria)筋注／アストラゼネカ(AstraZeneca)</li> <li>・COVID-19ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)</li> <li>・Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen)</li> </ul> <p>※ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen) の場合は、1回の接種をもって2回分相当とみなします。</p> <p>※ 異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。</p> <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」及びアストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」及び「バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）」と同一のものとして取り扱います。</p>
④	<p>以下のワクチン（ワクチン名／メーカー）のいずれかを3回目以降に接種していることが分かること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミナティ(Comirnaty)筋注／ファイザー(Pfizer)</li> <li>・COVID-19ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注／モデルナ(Moderna)</li> </ul> <p>※ 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」については、水際対策強化に係る新たな措置（27）に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」と同一のものとして取り扱います。</p>

● 入国後の自宅等待機期間短縮の流れ（表面1の(2)・(3)の最短スケジュールの場合）





[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)